

令和五年九月

令和五年九月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第十 六号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第十 七号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第十 八号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第十 九号	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第二 十号	文京区プール条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第二 十一号	文京区興行場法施行条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第二 十二号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第二 十三号	文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第二 十四号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	19 頁
議案第二 十五号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第二 十六号	文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例	23 頁
議案第二 十七号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	25 頁
議案第二 十八号	後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について	27 頁
議案第二 十九号	文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約	29 頁

議案第十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第十一条第二項第一号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第十二条の三第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第十三条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十八条の二第一項第一号中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項及び第二十八条の二第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。

付則第十一項中「引き続き」の下に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年 月文京区条例第 号）の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナースhip関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第十二項中「が配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を加える。

付則第十四項中「配偶者」の下に「又はパートナースhip関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年 月文京区条例第 号）の施行の日前にパートナースhip関係の相手方を有するに至つた場合は、同日）」を加える。

(説明)

職員の扶養手当等の支給要件に係る者の範囲を拡大するほか、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十七号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（説 明）

職員の旅費の支給要件に係る扶養親族の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。

議案第十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡当時パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」を「含む。第五号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第五号中「同条第二項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項」に改める。

付 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(説明)

職員の退職手当の支給要件に係る遺族等の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。

議案第十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

付則第五項から第七項までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例を廃止するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十号

文京区プール条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区プール条例の一部を改正する条例

文京区プール条例（昭和五十年三月文京区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「学校」という。）の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を削り、「学生」の下に「又は当該幼保連携型認定こども園の園児」を加える。

第三条の二第一項中「について」を「が当該許可に係るプールの経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「当該許可に係るプールの経営」を「当該経営」に、「相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区プール条例第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があつた場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

(説明)

プールの経営の譲渡に係る地位の承継について定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十一号

文京区興行場法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区興行場法施行条例の一部を改正する条例
文京区興行場法施行条例（昭和五十九年六月文京区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

興行場法（昭和二十三年法律第三百二十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十二号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区保健衛生事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表2の項中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十三号

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第六条第三号を次のように改める。

三 案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第六条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

宿泊料の表示方法を改めるほか、旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部改正に伴い、規定を整備

するため、本案を提出いたします。

議案第二十四号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例
第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「同条第十項」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣
総理大臣」に改める。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正に伴い、規定を整備

するため、本案を提出いたします。

議案第二十五号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の
一部を次のように改正する。

第二十五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正に伴い、規定を整
備するため、本案を提出いたします。

議案第二十六号

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
文京区立認定こども園条例（平成二十七年十月文京区条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区立認定こども園条例第十一条第二項の規定は、令和五年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

多子世帯に係る利用者負担の軽減措置の拡充に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十七号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「引き続き」の下に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例（令和五年 月文京区条例第 号）の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第四項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「文京区教育委員会」を「教育委員会」に改める。

付則第六項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年 月文京区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

（説明）

幼稚園教育職員の扶養手当の支給要件に係る扶養親族の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。

議案第二十八号

後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について
右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について
令和三年七月二十九日付けで締結した後楽橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部を左記のとおり
変更する。

記

- 一 協定の目的 後楽橋補修補強工事
- 二 協定金額 金九億六千九百八十万五千六百円
(変更前の協定金額 金八億二千二百六万百五十円)
- 三 協定の相手方 東京都千代田区九段南一丁目二番一号
千代田区
代表者 千代田区長 樋口高顕

(説明)

工事の内容の変更等に伴い、協定の一部を変更するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十

六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

一 支出科目等	令和三年度	一般会計	土木費	道路橋梁費
	令和四年度	一般会計	土木費	道路橋梁費
	令和五年度	一般会計	土木費	道路橋梁費
	令和六年度	債務負担行為		

議案第二十九号

文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約

右の議案を提出する。

令和五年九月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約

文京区立元町公園整備工事（第二期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立元町公園整備工事（第二期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金五億二百五十八万六千七百円

四 契約の相手方 小野・大洋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区後楽一丁目一番十三号小野水道橋ビル四階

株式会社小野組東京支店

東京支店長 松岡毅

構成員 東京都文京区千駄木三丁目三十三番四号二〇三

大洋造園土木株式会社文京支店

支店長 棚倉恒夫

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工期 契約締結の翌日から令和七年三月十日まで
- 二 支出科目等 令和五年度 一般会計 総務費 防災対策費
土木費 公園緑地費
令和六年度 債務負担行為

